

事例項目	門真市営住宅指定管理者の公募及び同候補者選定委員会の審議について
事例発生日等	平成29（2017）年10月6日から11月8日まで
担当課	まちづくり部 都市政策課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①平成29（2017）年10月6日付応募書類受付における提出期限超過について 指定管理者選定委員会による選定を終え、答申收受後に都市政策課で候補者選定起案前の手続き全般の最終チェックを行ったところ、市営住宅指定管理者候補者選定に係る申請受付において、提出期限（提出期間は平成29（2017）年9月25日（月）から10月6日（金）まで。提出時間は午前9時から午後5時まで）を僅かに超過したものを受付したことについて、疑義が生じた。 門真市行政ロイヤル等に法律相談し再検討した結果、門真市営住宅等指定管理者募集要項10申請者の資格（3）欠格事項工「応募書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合」に該当すると判断した。 このため、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条第1項の規定により、委員会の答申において次点となっている者を候補者に選定した。</p> <p>②候補者選定委員会の審議について（委員の欠席、審査方法） 委員会（全3回）の開催日については当初より全5名の委員受諾の上決定したが、1名の委員が委員の本来業務の都合で、第2回及び第3回の委員会を欠席する可能性が生じた。日程調整を試みたが、他の委員との調整がつかず、結果的に第2回及び第3回の委員会は4名の委員で開催することとなった。 次に、本公募の応募者は2者であることから、募集要項で記載していた第1次書類審査、第2次プレゼンテーションの審査方法について委員会で審議が行われ、第1次・第2次審査は共通して採点することとなった。第2回及び第3回の委員会を欠席した委員の採点は委員会審議の上、不採用となり、委員4名の数値で採点が行われた。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>①都市政策課としては、申請者の事前登録を経て、提出期限である10月6日午後5時の約1時間前に、午後5時に間に合うか否かについて申請者からの電話連絡を受けており、実際には午後5時を数分超過していると思われたが、複数の提案を受けるほうが良いと考え、提出書類が整っていたことから、受理書を発行した。</p> <p>②審議としては、委員全員の出席が望ましいものの、委員の過半数の出席があり、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第10条の規定により、各回の委員会は成立していること、及び欠席委員には事前に申請書類を確認していただき、専門分野の視点からご意見を頂戴し、他の委員に参考となるよう伝えていることから、審議に影響はなかったと考えた。 第1次及び第2次審査方法については、第2回選定委員会の際に、委員から第2次審査であるプレゼンテーション及び質疑応答を確認したのちに、書類審査をしてはどうかとの提案があり、委員会として承認された。</p>

発生原因	<p>①募集要項に記載のある提出期間及び提出時間を超えていたものの、複数の提案を受けるほうが良いと考え申請を受理したことについて、裁量の範囲で適正と考えていた。</p> <p>②募集要項では、第1次及び第2次審査内容が明記されていたものの、応募団体数が少ない場合等の取扱いについて、具体的な明記がなく、委員会審議に委ねることとなった。</p>
再発防止対策	<p>①募集要項等において記載している提出期限については、特記無き限り市の裁量はなく厳守であることを認識し、指定管理者の公募に限らず全庁的な各種事務に共通する事項であることから、同様の事態が生じないように周知する。</p> <p>②委員の欠席がある場合や応募団体が少数である場合の手続きがより明確となるよう、募集要項の表現方法について、今後十分検討し誤解の生じない記載とする。</p>
その他	
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年第4回定例会総務建設常任委員会議事録 ・「門真市営住宅の指定管理者の指定について」に対する附帯決議案